

住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅販売に係る届出について

基準日における届出

住宅瑕疵担保履行法では、年2回の基準日（毎年3月31日および9月30日）ごとに、保険や供託の状況について、基準日から3週間以内（4月21日、10月21日まで）に、免許を受けた知事に届出を行う必要があります。（郵送可能）

なお、控えが必要な場合は持参・郵送にかかわらず、必ず副本返却用の封筒に必要な切手を貼付し同封してください。

《提出部数及び提出先》

部数	提出先		
届出書1部 （控えが必要な場合、届出書1部+副本1部）	茨城県土木部都市局建築指導課 〒310-8555 水戸市笠原町978-6		
受付	月曜から金曜	午前9時～11時30分	午後1時～4時30分

《提出書類》

届出書（第7号様式）
引渡し物件一覧表（第7号の2様式）
供託書の写し 保証金を供託した場合
保険法人が発行する保険契約を証する書面 保険に加入した場合

その他の手続き

次の事項に該当することとなった場合は、以下の手続きが必要となりますので、免許を受けた知事に届出を行ってください。

該当する事項	必要となる手続き
基準日において資力確保措置が十分に行われていなかったとき	住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認の申請（第8号様式）
還付その他の理由により供託金が基準額に不足することになったとき	住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託についての届出（第10号様式）
主たる事務所の移転により最寄りの供託所が変更になったとき	住宅販売瑕疵担保保証金の保管替え等についての届出（第11号様式）
基準日における保証金が当該基準日の基準額を超えたとき	住宅販売瑕疵担保保証金の取戻しについての承認の申請（第12号様式）